



行政処分強化で

使用停止車両割合が最大5割に!?

トラック運送業「き」 労務管理の基本の「き」

特定社会保険労務士 **石原清美** 著

B5判 24頁 定価864円(本体価格800円+税)

送料弊社負担

ドライバーさんの
労働時間管理、
しっかりできていますか?



平成30年7月からトラック運送業に対する行政処分が強化され、過労防止関係違反に係る行政処分により使用停止となる車両数の割合が最大5割に引き上げられました。さらに数年後には働き方改革関連法の成立に伴う時間外労働の上限規制の適用などトラック運送業にはより一層厳格な労働時間管理が求められることとなります。

本小冊子では難しいと言われるトラック運送業の労働時間管理のポイントについて、「改善基準告示」の解説を中心に、図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

日々の業務に忙しく関連法を読み解いていく時間のないトラック運送事業者の皆様にも読みやすい1冊となっています。



2 行政処分の強化

Q 行政処分の強化っていても、たいしたことないんじゃないの?
A 1件でも違反が見つかったら、10日間トラックが使えない可能性も!

2018年7月から過労防止関連違反にかかる行政処分の処分量定が引き上げられました。

1『業務時間等告示違反』に関する処分 今まで

業務時間等告示違反	
未遵守 5件以下	警告
未遵守 6件以上15件以下	10日車
未遵守 16件以上	20日車
未遵守 21件以上25名以上時	30日事業停止

2018年7月からは + 1カ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反があると、上記に加え 1カ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反

未遵守 1件	10日車
未遵守 2件以上	20日車

※業務時間等告示違反とは?
→改善基準告示に書かれているルールに違反すること。
※1カ月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反とは?
→改善基準告示の中のドライバーの1カ月の拘束時間が293時間(労使協定締結で320時間)以内、休日労働が2週間に1回までというルールに違反すること。

目次

- 1、これから時間管理をしないと...
- 2、行政処分の強化
- 3、改善基準告示
- 4、ドライバーの時間外労働の上限
- 5、点呼
- 6、運行記録計
- 7、運転日報
- 8、巡回指導
- 9、賃金支払いと残業代
- 10、就業規則上の休憩時間と実際の休憩時間

申込書裏面▶



日本法令

申 込 書

FAX:06-6457-6890

社会保険労務士事務所 オフィスキよみ
 特定社会保険労務士 石原 清美

- 本申込書をご利用の場合のみ、**送料弊社負担**とさせていただきます。
- 本申込書をFAXまたは郵便にてお申込みを承ります。
- FAX送信、郵送前に、お申込み内容のご確認をお願いいたします。
- 落丁・乱丁本を除いて、お申込みのキャンセル・返品には応じられません。

会社名・ 事務所名	ご担当者		
所在地 (ご送付先)	〒 -	TEL - -	
	メールアドレス		
注文番号	商品名	価格(税込)	申込冊数
労基30-S	トラック運送業労務管理の基本の「き」	864円	冊
日本法令会員区分 [<input type="checkbox"/> 一般 ・ <input type="checkbox"/> ビジネスガイド / SR / 社労士V ・ <input type="checkbox"/> 社労士情報サイト (SJS)]			

※ 個人情報の取扱い(下記)について、同意の上、お申し込みください。 同意する 同意しない

- 代金のお支払いは、お届けの商品(請求書同封)とともにお送りする払込用紙にてお支払いください。
- 発送はヤマト運輸のメール便でお送りいたします。
- お申込後のお問合せは、下記までお願いいたします。
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-2-19
 株式会社日本法令 特販課 通信販売係
 TEL:03-6858-6966 FAX:03-3862-5045

個人情報の取扱いについて

お客様の個人情報につきましては、以下のとおりにお取り扱いいたします。

- お客様の個人情報は、弊社商品およびWebサービス等(以下、「製品」という)へのお申し込みの確認、製品のご提供、料金のご請求、そのお支払いの確認、製品の改善改良のための購買層等を分析する調査およびアンケート等の送付、弊社製品情報のお客様への提供(以下「ユーザーサービス」という)の目的のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。
- 弊社は、ユーザーサービスを行なうため、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で、ダイレクトメール代行業者にお客様の個人情報を預託する場合があります。
- 弊社がお取り扱いする個人情報は、以下の場合を除き、原則として、お客様の同意がない限り、第三者に提供いたしません。
 - お客様本人の同意がある場合
 - 弊社とお客様本人または他の第三者の生命、身体または財産の保護のために必要であることが、合理的に判断できる場合
 - 法律に基づき、開示を求められた場合
- 弊社は、お客様の個人情報をできるだけ正確かつ最新の内容で管理します。お客様本人からお申出があった場合は、その登録情報の開示を行います。内容が正確でないなどのお申し出があったときは、その内容を確認し

必要に応じて登録情報の追加、変更、訂正または削除等を行います。個人情報の開示請求方法につきましては、当社ホームページの会社案内からプライバシーポリシーの「個人情報の取扱いについて」の内容をご確認ください。

- ご本人が個人情報を与えることの任意性および当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果につきまして、個人情報の提供はご本人の任意ですが、当社の業務遂行上必要な情報となります。したがって、個人情報の提供が不十分、不正確であったり、または個人情報の提供を拒絶(個人情報の削除または消去等の措置を含む)したこと(以下、総称して「個人情報が提供されなかった場合」という)により、当社の業務遂行に支障をきたし、商品が届かない等お客様等への十分なサービス等の提供ができない、あるいはご本人への重要な連絡が届かない、当社が実施できなくなった手続業務をご本人自身が当社に代わって行わなくてはならない等の不利益等が生じた場合にも、その結果はご本人に帰属しますのでご了承ください。また、個人情報が提供されなかった場合には、お問合せ等にお答えすることができない場合がありますのでご了承ください。

特販課 通信販売係担当 TEL:03-6858-6966
 株式会社 日本法令 個人情報保護統括管理者 原 幸司